

職員の退職管理に関する条例

1 制定の趣旨

能力及び実績に基づく人事管理の徹底及び退職管理の適正の確保を目的とした「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、職員の退職管理に関する条例を制定するもの。

2 概要

(1) 元職員による働きかけの規制

離職前5年より前に、国の部課長級に相当する職に就いていた元職員による、当該職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけを離職後2年間、禁止

(2) 再就職情報の届出の義務化

管理又は監督の地位に就いていた元職員に対し、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合における任命権者への届出を義務化

【参考】 規制の対象範囲等

根拠規定	規制の主体	働きかけ禁止の対象	期 間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		最終決裁権者として決定した契約等	制限なし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例 (今回制定)	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

3 施行日

平成28年4月1日

議案第 9 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての意見の申出について申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

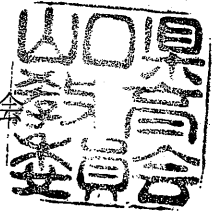
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財 政 第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

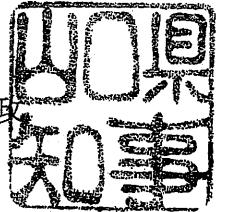
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号  
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

	う職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十二条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表 号給別基準職務表 (第七条関係)

号給	職	務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行

	<p>供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>
3	<p>博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、号給別基準職務表(別表)に定める職務の内容を基準として、特定任期付職員  
の号給を決定する。この場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事  
委員会の承認を得なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

6	<p>極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>
---	---

ロ 第二号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	職務
1	<p>博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>
2	<p>博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等)によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提</p>



3	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
4	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
5	<p>極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>

附則の次に次の別表を加える。

別表 号給別基準職務表 (第五条関係)

イ 第一号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第九条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第六条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十二条第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第十七条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第十条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、号給別基準職務表(別表)に定める職務の内容を基準として、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を決定する。この場合において、第一号任期付研究員にあつては二号給以上の号給に、第二号任期付研究員にあつては三号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条の四第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(一般職の職員等の旅費に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

一 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)第十三条

二 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)第三十五

#### 条第一項

(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正)

第七条 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口

県条例第二号)の一部を次のように改正する。

ホ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	栄養士の職務	
2級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士の職務	
3級	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校、小学校又は共同調理場（以下「高等学校等」という。）の栄養主任又は主任栄養士の職務	
4級	高等学校等の相当困難な業務を処理する栄養主任又は主任栄養士の職務	
5級	高等学校等の困難な業務を処理する栄養主任の職務	

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

- 一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第一条
- 二 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第一条

2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、主任助手 又は主任寄宿舎指導員の職務
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

二 教育職給料表 (二) 等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	中学校又は小学校の助教諭、講師又は養護助教諭の職務	
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	
3級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務	
4級	中学校又は小学校の校長の職務	

6級	特に困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務
----	-----------------------------------

備考

- 1 この表において「甲型船舶」とは、総トン数60トン以上又は旧総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文の規定によるものをいう。以下この表において同じ。）100トン以上の船舶をいう。
- 2 この表において「乙型船舶」とは、総トン数18トン以上60トン未満又は旧総トン数30トン以上100トン未満の船舶をいう。
- 3 この表において「丙型船舶」とは、総トン数5トン以上18トン未満又は旧総トン数5トン以上30トン未満の船舶をいう。

ハ 教育職給料表（一）等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	

	<p>3 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務</p>
<p>3級</p>	<p>1 甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p> <p>2 甲型船舶の通信長の職務</p> <p>3 困難な業務を処理する丙型船舶の船長又は機関長の職務</p> <p>4 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務</p> <p>5 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員のうち困難な業務を処理する者の職務</p>
<p>4級</p>	<p>1 相当困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p> <p>2 困難な業務を処理する甲型船舶の通信長の職務</p> <p>3 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶又は乙型船舶の航海士、機関士又は通信士のうち困難な業務を処理する者の職務</p>
<p>5級</p>	<p>困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p>



4級	1 事務長の職務
	2 事務主査又は主査の職務
	3 困難な業務を分掌する事務主任の職務
5級	1 相当困難な業務を所掌する事務長の職務
	2 相当困難な業務を処理する事務主査又は主査の職務
6級	困難な業務を所掌する事務長の職務

ロ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職 務
1級	1 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務
	2 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務
2級	1 丙型船舶の船長又は機関長の職務
	2 相当高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務

「萩市立弥富小学校  
 岩国市立宇佐川小学校 」、  
 周南市立須磨小学校  
 周南市立大津島小学校」

同表の三級の項中「防府市立野島小学校」を削り、同表の四級の項中「岩国市立柱島中学校」

及び「

共同調 理場	萩市立見島学校給食共同調理場
-----------	----------------

」を削り、同表を別表第六とする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 等級別基準職務表（第五条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	定型的な業務を行う職務	
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
3級	1	事務主任の職務
	2	主任主事の職務

に改める。

第十八条の五第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一から別表第四までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第六中 「萩市立小川小学校  
萩市立むつみ小学校 及び  
萩市立紫福小学校」

共同調 理場	萩市立むつみ学校給食共同調理場
-----------	-----------------

を削り、同表を別表第七とする。

別表第五の一級の項を次のように改める。

一級	小学校	下関市立角島小学校 下関市立栗野小学校 萩市立小川小学校 萩市立むつみ小学校 岩国市立本郷小学校 長門市立向津具小学校
中学校	萩市立むつみ中学校 岩国市立本郷中学校	
共同調 理場	萩市立むつみ学校給食共同調理場	

別表第五の二級の項中「山口市立嘉年小学校」を削り、「岩国市立宇佐川小学校  
周南市立須磨小学校」を

の一部を次のように改正する。

第三条中「一に」を「いずれかに」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第五条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に、「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める」を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第五)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類するものとする。

第七条第一項、第二項、第四項、第九項及び第十二項、第十条第一項並びに第十条の二第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十四条の二及び第十四条の三第一項中「別表第五」を「別表第六」に、「別表第六」を「別表第七」に改める。

第十八条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」

職務の等級	職務
1級	准看護師の職務
2級	1 看護師の職務 2 相当高度の知識経験が必要と認められる准看護師の職務
3級	1 主任の職務 2 主任看護師の職務 3 特に高度の知識経験が必要と認められる准看護師の職務
4級	相当高度の知識経験が必要と認められる主任の職務
5級	1 主査の職務 2 高度の知識経験が必要と認められる主任の職務
6級	主幹の職務

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四十五号)

へ 医療職給料表 (二) 等級別基準職務表

職務の等級	職 務
1級	栄養士、理学療法士又は作業療法士(以下「栄養士等」という。)の職務
2級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士等の職務
3級	病院、児童福祉施設又は身体障害者福祉センター(以下「病院等」という。)の主任又は主任技師の職務
4級	病院等の相当困難な業務を処理する主任又は主任技師の職務
5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の栄養管理部の副部長の職務</li> <li>2 病院等の困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>3 児童福祉施設又は身体障害者福祉センターの主査の職務</li> </ol>
6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の困難な業務を掌理する栄養管理部の副部長の職務</li> <li>2 身体障害者福祉センターの主幹の職務</li> </ol>

ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務表

5級	試験研究機関の長の職務
----	-------------

ホ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	病院、保健所、診療所等に勤務する医師又は歯科医師の職務	
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の副部長の職務</li> <li>2 保健所、診療所等の課長の職務</li> <li>3 高度の知識経験が必要と認められる保健所、診療所等の医師又は歯科医師の職務</li> </ol>	
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院、保健所、診療所等の長の職務</li> <li>2 病院の副院長、主任部長又は部長の職務</li> <li>3 困難な業務を所掌する保健所の課長の職務</li> </ol>	
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規模の大きい病院の長の職務</li> <li>2 困難な業務を所掌する病院、保健所、診療所等の長の職務</li> <li>3 困難な業務を所掌する病院の副院長、主任部長又は部長の職務</li> </ol>	

- 規定によるものをいう。以下この表において同じ。) 100トン以上の船舶をいう。
- 2 この表において「乙型船舶」とは、総トン数18トン以上60トン未満又は旧総トン数30トン以上100トン未満の船舶をいう。
- 3 この表において「丙型船舶」とは、総トン数5トン以上18トン未満又は旧総トン数5トン以上30トン未満の船舶をいう。

二 研究職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	試験研究機関等において専門的科学的知識を必要とする業務を行う職務	
2級	1 試験研究機関等の専門学芸委員又は専門研究員の職務 2 試験研究機関等の学芸員又は研究員の職務	
3級	試験研究機関等の相当困難な業務を所掌する専門学芸員又は専門研究員の職務	
4級	1 試験研究機関の部長の職務 2 試験研究機関等の困難な業務を所掌する専門学芸員又は専門研究員の職務	



	<p>3 困難な業務を処理する丙型船舶の船長又は機関長の職務</p> <p>4 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務</p> <p>5 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員のうち困難な業務を処理する者の職務</p>
4級	<p>1 相当困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p> <p>2 困難な業務を処理する甲型船舶の通信長の職務</p> <p>3 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶又は乙型船舶の航海士、機関士又は通信士のうち困難な業務を処理する者の職務</p>
5級	<p>困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p>
6級	<p>特に困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務</p>

備考

1 この表において「甲型船舶」とは、総トン数60トン以上又は旧総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項本文の

8級	相当困難な業務を掌理する警視の行う職務
9級	困難な業務を掌理する警視の行う職務

ハ、海事職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1級	1 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 2 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務	
2級	1 丙型船舶の船長又は機関長の職務 2 相当高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 3 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務	
3級	1 甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務 2 甲型船舶の通信長の職務	

ロ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職務
1級	1 巡査 (巡査長である巡査を除く。) の行う職務
2級	2 巡査長である巡査の行う職務
3級	1 巡査部長の行う職務 2 相当困難な業務を処理する巡査長である巡査の行う職務
4級	1 警部補の行う職務 2 困難な業務を処理する巡査部長の行う職務 3 困難な業務を処理する巡査長である巡査の行う職務
5級	1 警部の行う職務 2 困難な業務を処理する警部補の行う職務
6級	困難な業務を処理する警部の行う職務
7級	警視の行う職務

7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の部次長の職務</li> <li>2 審議監の職務</li> <li>3 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務</li> </ol>
8級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会の事務局長の職務</li> <li>2 本庁の困難な業務を所掌する部次長の職務</li> </ol>
9級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の部長の職務</li> <li>2 委員会の困難な業務を所掌する事務局長の職務</li> </ol>

備考

- 1 この表において「本庁」とは、知事の事務部局のうち内部部局をいう。
- 2 この表において「委員会」とは、人事委員会及び労働委員会をいう。
- 3 別表第一の備考の規定により一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用する職員に係る職務の分類の基準となるべき職務の内容については、同条例別表第五八の表「教育職給料表（一）等級別基準職務表」又は同条例別表第五九の表「教育職給料表（二）等級別基準職務表」を準用する。

別表第六 等級別基準職務表 (第四条関係)

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主任の職務</li> <li>2 主任主事又は主任技師の職務</li> </ul>
4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主査の職務</li> <li>2 困難な業務を分掌する主任の職務</li> </ul>
5級	相当困難な業務を処理する主査の職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の課長の職務</li> <li>2 困難な業務を処理する主査の職務</li> </ul>

第五条第一項、第二項、第四項、第九項及び第十二項、第八条第一項、第八条の二第二項並びに第十六条の五第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条の五第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

別表第一から別表第五までの規定中「~~職務の級~~」を「~~職務の級等~~」に改め、同表の次に次の一表を加える。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第四条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に、「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める」を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第六)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類するものとする。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備等に関する条例

1 改正の趣旨

能力及び実績に基づく人事管理の徹底及び退職管理の適正の確保を目的とした「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等を行うもの。

2 改正の概要

(1) 等級別基準職務表の規定

職務給の原則の徹底を図るため、「等級別基準職務表」を条例で規定

(2) へき地手当等の支給に係る級地区分の見直し

へき地教育振興法施行規則の改正に伴う、へき地学校等の級地区分の変更等

3 施行日

平成28年4月1日



地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に係る一般職に属する学校職員の給与に関する条例に規定するへき地学校等の級地の指定の改正について

1 趣 旨

へき地教育振興法施行規則の規定により、へき地学校等の級地指定の算定見直しを行った結果、級地区分の変更が生じたため、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例において、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 概 要

(1) 指定一覧

現行の指定	新規指定	指定解除		見直し後の指定
		廃校	休校	
4 1 校	1 校	4 校	4 校	3 4 校

(2) 改正内訳

ア 新規指定

下関市立栗野小学校	1 級地
-----------	------

イ 指定解除（廃校）

学校名	従前	学校名	従前
萩市立見島学校給食共同調理場	4 級地	阿武町立福賀中学校	2 級地
山口市立嘉年小学校	2 級地	萩市立紫福小学校	準へき地

ウ 指定解除（休校）

学校名	従前	学校名	従前
岩国市立柱島中学校	4 級地	岩国市立波野小学校	1 級地
防府市立野島小学校	3 級地	周南市立大津島中学校	1 級地

エ へき地指定校のうち級地が上がる学校

学校名	従前	変更後
萩市立弥富小学校	1 級地	2 級地
周南市立大津島小学校	1 級地	2 級地
萩市立小川小学校	準へき地	1 級地
萩市立むつみ小学校	準へき地	1 級地
萩市立むつみ学校給食共同調理場	準へき地	1 級地

議案第 10 号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

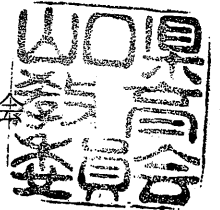
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財政第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案について  
は、異存ありません。

記

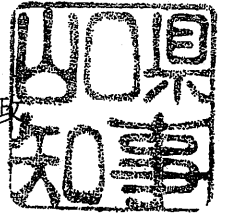
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号  
平成 2 8 年(2016年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一九〇人」を「二、二二九人」に、「五二三人」を「五二六人」に、「二、七一三人」を「二、七五五人」に改め、同条第二号中「六一人」を「六〇人」に、「六八人」を「六七人」に改め、同条第三号中「一、二四五人」を「一、二六八人」に、「一、四〇四人」を「二、四二七人」に改め、同条第四号中「三、一二五人」を「三、〇八四人」に、「二八四人」を「二八六人」に、「三、三〇九人」を「三、二七〇人」に改め、同条第五号中「五、一七八人」を「五、一五四人」に、「三九八人」を「三八九人」に、「五、五七六人」を「五、五四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の減員を行う。

## 2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,190	2,229	39	単位制の導入等 39人
	校長及び教員以外の職員	523	526	3	単位制の導入等 3人
	計	2,713	2,755	42	
中等教育学校	校長及び教員	61	60	△1	収容定員減 △1人
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	68	67	△1	
特別支援学校	校長及び教員	1,245	1,268	23	学級増 23人
	校長及び教員以外の職員	159	159	0	
	計	1,404	1,427	23	
中学校	校長及び教員	3,125	3,084	△41	学級減等 △48人 定数改善等 7人
	校長及び教員以外の職員	184	186	2	学級減等 △4人 定数改善等 6人
	計	3,309	3,270	△39	
小学校	校長及び教員	5,178	5,154	△24	学級減 △30人 定数改善等 6人
	校長及び教員以外の職員	398	389	△9	学級減等 △10人 定数改善 1人
	計	5,576	5,543	△33	
合計	校長及び教員	11,799	11,795	△4	
	校長及び教員以外の職員	1,271	1,267	△4	
	計	13,070	13,062	△8	

## 3 施行期日

平成28年4月1日

## 4 その他

新旧対照表(別紙)

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の改正内容及び理由

### 1 高等学校

平成28年度の県立高等学校の入学定員は、中学校卒業者の状況等を勘案して175人減員し、全学年の生徒収容定員は前年度と比べて285人の減となる。

教職員定数については、単位制の導入等により、全体で42人の増員となる。

(単位：人)

区分		平成27年度	平成28年度	増減
生徒収容定員	全日制	24,715	24,430	△285
	定時制	2,400	2,400	0
	計	27,115	26,830	△285

#### 【教職員定数の内訳】

区分		平成27年度	平成28年度	増減	摘要
校長及び教員	校長・教員	2,077	2,116	39	単位制の導入等 39人
	養護教諭	71	71	0	
	産育等代替	42	42	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	186	189	3	単位制の導入等 3人
	技術職員	9	9	0	
	実習助手	230	230	0	
	栄養士	3	3	0	
	校務技士	62	62	0	
	農畜産員	19	19	0	
	船舶員	4	4	0	
産育等代替	10	10	0		
合計	校長及び教員	2,190	2,229	39	
	校長及び教員以外の職員	523	526	3	
	計	2,713	2,755	42	

## 2 中等教育学校

平成28年度の中等教育学校の生徒収容定員は、前年度と比べて前期課程(中学校に相当)は15人減員の345人、後期課程(高等学校に相当)は同数の360人で合計705人となる。

教職員定数については、収容定員の減により、前年度と比べて1人減の67人となる。

区分		平成27年度	平成28年度	増減
生徒収容定員	前期課程	360	345	△15
	後期課程	360	360	0
	計	720	705	△15

### 【教職員定数の内訳】

区分		平成27年度	平成28年度	増減	摘要
校長及び教員	校長・教員	57	56	△1	収容定員の減 △1人
	養護教諭	2	2	0	
	産育等代替	2	2	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	4	4	0	
	実習助手	1	1	0	
	栄養士	1	1	0	
	校務技士	1	1	0	
合計	校長及び教員	61	60	△1	
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	68	67	△1	



### 3 特別支援学校

平成28年度の特別支援学校の児童生徒数は、前年度と比べて43人の増が見込まれる。教職員定数については、児童生徒数の増加に伴う学級増により、23人の増員となる。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	増減
児童生徒数	1,834	1,877	43
うち高等部生徒数	863	867	4

#### 【教職員定数の内訳】

区分	平成27年度	平成28年度	増減	摘要	
校長及び教員	校長・教員	1,140	1,163	23	学級増 23人
	養護教諭	27	27	0	
	寄宿舎指導員	50	50	0	
	産育等代替	28	28	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	49	49	0	
	実習助手	34	34	0	
	学校栄養職員	11	11	0	
	校務技士	12	12	0	
	調理員	12	12	0	
	ボイラー技士	0	0	0	
	運転士	2	2	0	
	放送技士	1	1	0	
	介助員	35	35	0	
	産育等代替	3	3	0	
合計	校長及び教員	1,245	1,268	23	
	校長及び教員 以外の職員	159	159	0	
	計	1,404	1,427	23	

#### 4 中学校

平成28年度の中学校の生徒数は、前年度と比べて787人の減が見込まれる。

教職員定数については、国の定数改善に伴う増員を行うが、生徒数の減少に伴う学級減等により、全体で39人の減員となる。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	増減
生徒数	36,488	35,701	△787

#### 【教職員定数の内訳】

区分	平成27年度	平成28年度	増減	摘 要	
校長及び教員	校長・教員	2,843	2,803	△40	学級減等 定数改善 △46人 6人
	養護教諭	153	151	△2	学級減 △2人
	栄養教諭	37	38	1	栄養教諭の増 1人
	産育等代替	92	92	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	159	162	3	定数改善等 3人
	学校栄養職員	13	12	△1	学級減等 定数改善等 △4人 3人
	産育等代替	12	12	0	
合計	校長及び教員	3,125	3,084	△41	
	校長及び教員 以外の職員	184	186	2	
	計	3,309	3,270	△39	

## 5 小学校

平成28年度の小学校の児童数は、前年度と比べて798人の減が見込まれる。

教職員定数については、国の定数改善に伴う増員を行うが、児童数の減少に伴う学級減等により、全体で33人の減員となる。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	増減
児童数	69,658	68,860	△798

### 【教職員定数の内訳】

区分	平成27年度	平成28年度	増減	摘要	
校長及び教員	校長・教員	4,586	4,564	△22	学級減 定数改善 △26人 4人
	養護教諭	311	307	△4	学級減 △4人
	栄養教諭	74	76	2	栄養教諭の増 2人
	産育等代替	207	207	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	324	320	△4	学級減等 △4人
	学校栄養職員	37	32	△5	学級減等 定数改善 △6人 1人
	産育等代替	37	37	0	
合計	校長及び教員	5,178	5,154	△24	
	校長及び教員 以外の職員	398	389	△9	
	計	5,576	5,543	△33	

議案第 11 号

学校運営協議会を設置する学校の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項及び学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年山口県教育委員会規則第17号）第1条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校を別紙のとおり指定する。

平成28年（2016年）2月18日

山口県教育委員会

学校運営協議会を設置する学校の指定について（案）

1 指定する学校

- ・ 県立周防大島高等学校
- ・ 県立美祢青嶺高等学校
- ・ 県立大津緑洋高等学校

2 指定の期間

平成28年4月1日から3年間

県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入について

1 経緯

○ H27. 4 「地域とともにある高校づくり推進事業」開始

**【趣旨】**  
 活力ある地域の創造に向けて、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題を解決するため、地域の関係機関等との協働体制を確立し、魅力ある教育活動を展開するコミュニティ・スクールの導入をめざした取組を実施する。

**【モデル校】**  
 ・周防大島高等学校  
 ・美祢青嶺高等学校  
 ・大津緑洋高等学校

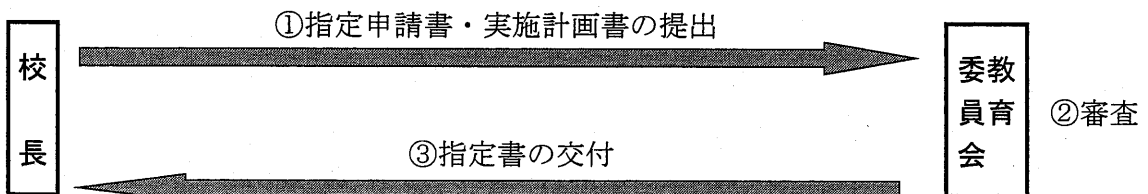
**【概要】**  
 ・「地域活性化検討委員会」の開催（年4回）  
 ・地域の課題解決のための取組  
 ・モデル校との連絡会議の開催（年3回）

○ H27.10 「県立高校再編整備計画」策定  
 【平成27年度～平成30年度実施計画】  
 ≪コミュニティ・スクールの導入≫

対象校	内 容
周防大島高校	・ 地域と連携し、地域から信頼される学校づくりを一層推進するため、保護者や地域の声を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールに指定する方向で検討します。 ・ 地域の教育力を積極的に活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって、教育活動の多様化とその質の向上に取り組みます。
美祢青嶺高校	
大津緑洋高校	

- H27.12 「学校運営協議会の設置等に関する規則」制定
- H28. 1 「学校運営協議会の運営に関する要綱」策定
- H28. 2 3校から指定申請書・実施計画書の提出
- H28. 2 2月定例教育委員会会議にて指定審査

【指定の流れ】



## 2 実施計画（案）の主な内容

### 【3校共通】

- ・学校運営協議会の開催（年3回実施予定）  
学校運営の基本的な方針の承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営の状況についての評価 など

### 【周防大島高等学校】

- ・地域人材を活用した授業支援や講演会
- ・地元企業や施設を活用したインターンシップやフィールドワーク
- ・「安下庄海の市」におけるイベントの企画運営やボランティア、学習成果発表
- ・地元小中学校への学習支援ボランティア
- ・地元特産品を使用した商品開発や販売実習
- ・地域行事やボランティア活動への積極的な参加 など

### 【美祢青嶺高等学校】

- ・地域人材を活用した講演会や企業見学・大学見学
- ・マイスターによる実習支援やインターンシップ
- ・「美祢青嶺祭」（文化祭）における地域特産品ブースの設置
- ・地元小学校への学習支援ボランティア
- ・「火道切り」等の地域行事への参加
- ・「秋芳洞商店街」の活性化に向けた活動やものづくり技術による地元の観光PR など

### 【大津緑洋高等学校】

- ・地域人材を活用した講演会
- ・地元企業・関係機関等の支援による授業実習やインターンシップなどの体験学習
- ・「ふるさとまつり」などにおける特産品等の販売やボランティア活動
- ・地元の関係機関や大学等との街づくり支援ボランティア活動
- ・地元小学校への学習支援ボランティアや農業体験学習支援
- ・地元特産品等を使用した商品開発 など

### 【参考】全国の高校におけるコミュニティ・スクール設置状況

※公立高校で、全国に13校設置されている。(H27.4.1現在)

1学年

	都道府県	学校名	指定日	クラス	備考
1	北海道	道立別海（べっかい）高校	H24. 5. 9	3	
2	北海道	知内町立知内（しりうち）高校	H26. 5. 12	2	
3	千葉県	県立多古（たこ）高校	H24. 4. 1	3	
4	千葉県	県立長狭（ながさ）高校	H24. 4. 1	4	
5	千葉県	県立浦安（うらやす）高校	H27. 4. 1	6	
6	神奈川県	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高校	H21. 6. 1	6	SSH
7	神奈川県	横浜市立横浜南高校	H24. 7. 1	5	併設型中高一貫
8	静岡県	富士市立高校	H25. 6. 1	6	単位制
9	三重県	県立紀南（きなん）高校	H19. 6. 1	3	
10	三重県	県立白山（はくさん）高校	H25. 4. 1	3	連携型中高一貫
11	岡山県	岡山市立岡山後楽館高校	H22. 12. 1	6	総合学科、併設型
12	高知県	県立大方（おおがた）高校	H18. 4. 1	3	多部制単位制
13	大分県	県立玖珠美山（くすみやま）高校	H27. 4. 1	4	

